

## 第 382 回東京地方最低賃金審議会議事録

- 課長補佐 定刻になりましたので、ただ今より第 382 回東京地方最低賃金審議会を始めさせていただきます。本日出席の皆さまは、去る 5 月 17 日付で東京地方最低賃金審議会委員に任命させていただきました。まず、資料 1 により私から委員のご紹介をさせていただきます、併せてご出席の確認とさせていただきます。
- まず公益代表委員の弁護士の岩田整様。
- 岩田委員 よろしくお願ひします。
- 課長補佐 続きまして、弁護士の岩本充史様。
- 岩本委員 岩本と申します。よろしくお願ひします。
- 課長補佐 明治学院大学名誉教授、笹島芳雄様。
- 笹島委員 笹島です。よろしくお願ひします。
- 課長補佐 東京都社会保険労務士会副会長、白石多賀子様。
- 白石委員 白石です。よろしくお願ひします。
- 課長補佐 帝京大学教授、村上文様。
- 村上委員 村上です。どうぞよろしくお願ひします。
- 課長補佐 帝京大学教授、森建資様。
- 森委員 紹介にあずかりました森です。よろしくお願ひします。
- 課長補佐 以上、公益代表委員の方です。続きまして労働者代表委員の UA センセン東京都支部参与、尾野秀明様。
- 尾野委員 尾野です。どうぞよろしくお願ひします。
- 課長補佐 日野自動車関連労働組合連合会事務局次長、三枚堂洋子様。
- 三枚堂委員 三枚堂です。どうぞよろしくお願ひします。
- 課長補佐 マルイグループユニオン中央副執行委員長、関崎陽子様。
- 関崎委員 関崎です。よろしくお願ひします。
- 課長補佐 全日本運輸産業労働組合東京都連合会副執行委員長、反町茂雄様。
- 反町委員 反町です。どうぞよろしくお願ひします。
- 課長補佐 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会（電機連合）東京地方協議会事務局長、田代安紀様。
- 田代委員 田代と申します。よろしくお願ひします。
- 課長補佐 JAM 東京千葉書記長、橋本光正様。
- 橋本委員 橋本です。よろしくお願ひします。
- 課長補佐 続きまして使用者側の代表委員。東京経営者協会、労働・研修部長兼総務部長代理、石川純彦様。

石川委員 石川です。よろしくお願ひします。

課長補佐 日野自動車株式会社監査部長、井上智子様。

井上委員 井上です。よろしくお願ひします。

課長補佐 トッパン・フォームズ株式会社総務本部人事部人事グループ、坂本浩二様。

坂本委員 坂本です。よろしくお願ひします。

課長補佐 東京商工会議所産業政策第二部副部長、福田泰也様。

福田委員 福田です。よろしくお願ひします。

課長補佐 東京都中小企業団体中央会常勤参事、穂岐山晴彦様。

穂岐山委員 穂岐山です。よろしくお願ひします。

課長補佐 東京都中小企業経営者協会理事、堀内忠様。

堀内委員 堀内です。よろしくお願ひします。

課長補佐 以上、五十音順のご紹介とさせていただきます。本日は委員 18 名全員がご出席ですので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項による定足数である、全委員の 3 分の 2 (12 名) 以上、または各側委員の各 3 分の 1 以上を満たしていることをご報告します。

賃金課長 会長および会長代理が選出されるまでの間、司会進行を務めさせていただきます賃金課長の樺嶋でございます。よろしくお願ひします。本日の委員の出欠状況につきましては、ただ今ご報告をさせていただきます。本日は第 44 期委員による最初の審議会となりますので、私ども事務局の職員につきましてもご紹介させていただきます。西岸東京労働局長です。

局長 西岸です。どうぞよろしくお願ひします。

賃金課長 神保労働基準部長です。

基準部長 神保です。よろしくお願ひします。

賃金課長 片岡主任賃金指導官です。

主任賃金指導官 片岡です。よろしくお願ひします。

賃金課長 細谷賃金課長補佐です。

課長補佐 細谷と申します。よろしくお願ひします。

賃金課長 以上、よろしくお願ひします。それでは議事に先立ちまして、西岸東京労働局長よりご挨拶を申し上げます。

局長 本日は、本年度第 1 回目の審議会であるとともに、第 44 期東京地方最低賃金審議会委員の皆さま方一堂に会して初めての機会ですので、開会に際しまして一言ご挨拶をしたいと思います。先ほど担当の方から紹介させていただきましたように、皆さまにおかれましては、去る 5 月 17 日付けで第 44 期東京地方最低賃金審議会委員ということでお願ひしたところでございます。それぞれご多用なお立場にもかかわりもせず委員をお引き受

けいただきましたことに対しまして、私の方から御礼申し上げたいと思います。また本日はご多忙なところ、第 382 回の最賃審にご出席いただきありがとうございます。

さて、昨日 30 日付けでいわゆる骨太、あるいは日本再興戦略というところで閣議決定されましたけれども、骨太の中では引き続き中小企業、小規模事業者への支援を図りつつ、最低賃金の引き上げに努めるというように掲げています。また、改訂「日本再興戦略」ではより具体的に、「全ての所得層での賃金上昇と費用収益向上の好循環が持続、拡大されるよう、中小企業、小規模事業者の生産性向上等のための支援を図りつつ最低賃金の引き上げに努める」とされたところでありまして、政府の最低賃金に対する方針は昨年、一昨年と変わりはありません。

本日、先ほどありましたけれども、厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に対しまして、本年度の地域別最低賃金改定目安につきまして調査審議を求める旨、諮問があったということです。東京都最低賃金の改定につきましても、この後、当審議会でお諮りしたいと考えています。わが国の経済の捉え方につきまして、いろいろなご意見があるかと存じますが、各委員の皆さま方には最低賃金を取り巻く諸般の事情を総合的にご判断いただきながら、ご審議をお願い申し上げまして、私からのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

賃金課長

それでは、議事に入りたいと思います。議事(1)の「会長、会長代理の選出について」です。すみません、以後座ってお話をさせていただきます。

会長、会長代理の選出につきましては、最低賃金法第 24 条第 2 項におきまして、「公益を代表する委員のうちから委員が選挙する」とされていますが、従来から公益代表委員の間で互選をしていただき、労使委員双方からご承認をいただくということでした。今回も同じ進め方でよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声)

賃金課長

ご異議なしということですので、従前のおり進めさせていただきます。これまでの公益代表委員の皆さまにおいて、会長および会長代理候補が互選されていますので、そのご報告を岩田委員にお願いします。

岩田委員

それでは、互選結果について報告します。会長には笹島委員を、会長代理には森委員をそれぞれ推挙します。

賃金課長

ただ今、岩田委員より笹島委員を会長に、また森委員を会長代理候補に

とのご推挙がありました、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

賃金課長

ご異議なしということですので、会長には笹島委員、会長代理には森委員のご就任を決定させていただきます。

それでは、会長からご挨拶をいただきまして、以後の議事につきましては、会長に進行をお願いしたいと存じます。

笹島会長

ただ今、会長に推挙されました笹島です。一言ご挨拶を申し上げたいと思います。皆さんも新聞報道等で十分ご承知のように、日本の労働市場では非正規労働者が大変増加しています。この非正規労働者は、相対的に賃金が低いということはわれわれはよく知っているところですが、そのような動きもありまして、今日最低賃金につきましては大変注目が集まっています。これは、ただ単に日本だけの傾向ではなくて、全世界的に、特に先進国には共通する現象かと思えます。さて、日本の最低賃金について考えますと、東京の最低賃金はこの場で審議しなければいけない特に地域最低賃金について考えますと、適用労働者数は 1,000 万人はいかないかもしれませんが、全国一の適用労働者数ですし、また現時点では 888 円ということで全国で最も高い水準となっています。そういうこともありまして、東京の最低賃金がどうなるかということは、多くの方々が注目しているところです。本日この後、局長の方から改正諮問が行われるようですけれども、われわれとしてもぜひとも社会の期待に応えるような審議をしていかなければならないと考えているところです。ご列席の委員の方々のご支援、ご協力を賜りながら、円滑な審議が行われるよう私は努めたいと思えますし、最終的には東京として適切な最低賃金の決定に至るように努めてまいりたいと思います。何とぞよろしく申し上げます。

それでは、司会進行役が私の方に替わりましたので、私の方から進行させていただきます。議事(1)がただ今終わりました。議事の2番目「東京都最低賃金の改正決定の諮問」です。先ほども私から述べましたように、東京労働局長から東京都最低賃金について改正諮問をされるご意向とのことですので、当審議会としてはこれを受けるとしたいと思います。それでは、局長お願いします。

(局長から会長に諮問文手交)

ただ今、局長から最低賃金の改正決定についての諮問を受けました。そ

の前に、順序として逆になってしまいましたが、本日の議事録の関係ですけれども、議事録の署名担当につきまして、公益委員は私が担当したいと思います。それから、労働者側は尾野委員にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。使側は石川委員に申し上げます。よろしく申し上げます。

それでは、ただ今諮問を受けましたけれども、事務局から諮問文の朗読をお願いします。

主任賃金指導官 それでは、各委員に写しをお配りして、読み上げたいと思います。

(事務局より各委員に諮問文(写)配布)

(諮問文朗読)

笹島会長 ありがとうございます。諮問に当たりまして、事務局から関連の資料が用意されているようですので、説明をお願いします。

賃金課長 では、資料につきましては指導官よりご説明申し上げます。

賃金指導官 私の方から資料のご説明を申し上げます。皆さまのお手元に配布されています最賃審議会、資料目次のうち 2、3、4 につきまして私からご案内を申し上げたいと思います。

まず資料 2 ですが、2015 年春闘賃上げ妥結状況についての記録です。これは東京都産業労働局が毎年編集をしているものです。現状、最新のものとして 5 月 21 日のものですが、その記録をこちらの方に計上しています。第 1 表から第 6 表までありますが、第 1 表、第 2 表については要求の状況を加重平均値と単純平均値で記載されています。第 3 表、第 4 表は、妥結状況です。これも同じく加重平均と単純平均で記録されています。第 5 表、第 6 表は回答状況ですが、回答状況といいますのは、妥結状況に至る前の段階で 1 次回答もしくは 2 次回答という形で回答が寄せられたものを暫定的に記録した類いのもので、春闘の結果につきましては、回答状況ではなくて要求状況と妥結状況をご覧いただきたいと思えます。

その次のページに過去 10 年間の要求、妥結の結果について、2006 年以降ということで一覧を載せています。それぞれ要求と妥結の状況につきまして、金額と対前年比、賃上げ率、それぞれ記録をしていますので、ご参考にさせていただきたいと思えます。

続きまして A3 の紙を 2 枚お付けしています。こちらは労働経済関係資料ということで、私どものところで毎月編集をしているものを、最新のデータを基にお付けしています。その 1 は、雇用状況に関するデータを記

載しています。具体的には賃金水準、労働時間水準、求人倍率について、その 1 で前年比を含めまして記録をしています。その 2 は、所得水準、また企業倒産等の状況および物価水準ということで、雇用状況を取り巻く経済環境に関する数値をその 2 に記載をしています。これにつきましても細かい数値の羅列になりますので、追ってお目通しをいただければと思います。

次は、東京地方最低賃金審議会の運営規程を載せています。今回、この会議には 4 名の新たな委員をお迎えしていますので、運営規程につきましては十分承知でない方もいらっしゃるかと思います。あえてそのためにここに記載をしています。この運営規程の中には会議の招集、欠席、公開、議事録等の公開、こうした運営上のルールを記載していますので、ぜひ皆さま一度こちらの方にお目通しをいただきまして、内容をご了解していただきたいということでお付けしているものです。私からの説明は以上です。

笹島会長

ありがとうございます。ただ今、お手元の資料に関して説明がありましたけれども、何かご質問なりご意見なりありましたら、ご発言をお願いします。

いかがでしょうか。

では、私の方から 1 点お聞きしたいと思います。ただ今の配布資料の 8 ページに東京における過去 10 年間の要求妥結結果が並んでいます。一番最新のデータが 2015 年 5 月 21 日現在となっていますが、最終的にこれが固まるのはいつごろか、もしお分かりでしたら教えてください。

賃金指導官

東京都産業労働局の方では、毎年 7 月の初旬、10 日前後にその年の春闘の結果を最終結果として計上しているようですので、この部分については次回の第 1 回の地域専門委員会および目安の伝達本審の方でお知らせすることができると思います。

笹島会長

ありがとうございます。皆さまの方から何かご質問ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。

ただ今配布されたばかりですので、なかなかまだ十分目を通すことが難しいかと思います。ということで、お持ち帰りいただき、何かお気付きの点があれば、事務局の方に問い合わせるなり何らかのアクションを取っていただいて、内容のご理解を進めていただければと思います。また、次回以降の本審の場でも適宜、例えば先ほどの運営規程の内容についてご質問をいただいても結構かと思いますので、そういう形でこの資料については処理させていただければと思います。

それでは、ただ今、先ほど諮問文を読み上げていただきましたけれども、東京都最低賃金の改正について、関係労働者および関係使用者の意見を求

めることとなります。この手続きにつきまして、事務局から説明をお願いします。

賃金課長 最低賃金法第 25 条第 5 項による関係者の意見聴取に関する手続きについてご説明申し上げます。最低賃金の改正について調査審議を行う場合は、審議会は関係労働者および関係使用者の意見を聴くこととされており、このため一定期日までに審議会に意見を提出すべき旨を公示させていただきます。この意見書を求めます旨の公示につきましては、公示日は本日 7 月 1 日です。そして意見書の提出期日は 7 月 16 日木曜日までを予定していますので、よろしくをお願いします。

笹島会長 ありがとうございます。また今後、最低賃金法第 25 条第 2 項に基づきまして、金額審議のための専門部会を設置し、調査審議を行うこととなります。専門部会委員の任命の手続き等について、事務局より説明をお願いします。

賃金課長 専門部会委員の任命等、手続きに関してご説明申し上げます。専門部会の委員につきましては、最低賃金審議会令第 6 条におきまして、公・労・使委員各 3 名、委員数は 9 名以内とされています。公益代表委員につきましては、局長が任命をさせていただきます。労働者代表、使用者代表委員につきましては、関係者、関係団体の推薦に基づきまして局長が任命をさせていただきます。労使委員の推薦の公示につきましては、公示日は本日 7 月 1 日、締め切り日は 7 月 16 日木曜日を予定していますので、よろしくをお願いします。

笹島会長 ただ今、専門部会委員の任命等の手続きについてご説明がありましたけれども、労使の皆さま、よろしいでしょうか。

それでは、次に本審議会ではこれまで金額審議を行う専門部会で全会一致で決議した場合、ですから公・労・使 3 者全員が賛成する金額改正になった場合、専門部会の決議をもって審議会の決議とする。ですから、改めて審議会は開かないというようなことを、これは最低賃金審議会令第 6 条第 5 項に書かれていることですが、それを適用してきました。今年度の最低賃金専門部会につきましても、この規定を適用したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

笹島会長 よろしいですか。では、そのように今年度の東京都最低賃金専門部会につきまして、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項を適用することとします。続きまして議事 (3)「その他」に移りたいと思います。事務局から何

かありましたらご発言をお願いします。

賃金課長

本日、参考としてお配りをしています資料について、ご説明をさせていただきます。ページ数ですと、13 ページ以降です。

まず参考 1 としてお配りをしている資料ですが、東京春闘共闘会議から 2015 年 5 月 27 日付けで、内閣総理大臣、厚生労働大臣、中央最低賃金審議会会長、東京地方最低賃金審議会会長、東京労働局長あてとして、全国一律最低賃金制度の確立と時間額 1,000 円以上の最低賃金実現を求める要請と題している書面を頂いています。

(1) として、最低賃金の地域別格差をなくし、全国一律の最低賃金制度の創設を目指すこと。(2) 速やかに時間額 1,000 円以上に引き上げること。(3) 最低賃金額は、時間額だけではなく、日額、月額も明示すること。(4) 最低賃金審議会委員の任命について、特定のナショナルセンターに偏らない任命を行うこと、との要請書が 1 万 8,098 筆の個人署名を添えて提出されています。

さらに東京春闘共闘会議からは、参考 2 としてお示しをしておりますが、2015 年 6 月 24 日付けで「最低賃金時給 1,000 円以上の実現と公正な審議会運営を求める要請書」が先ほどの追加署名 4,377 筆、合計 2 万 2,475 筆と併せて提出をされています。また、別つづりとして、「自治体キャラバンパート 11 報告集」について、審議会各委員への配布の要請がありましたので、本日お手元にお配りをさせていただいています。

また、参考の 3 ですが、2015 年 6 月 8 日付けで、日本労働組合総連合会東京都連合会から、東京地方最低賃金審議会会長および東京労働局長あてに、「2015 年度最低賃金に関する要請書」と題する書面で、要旨 (1) 今年度改定を含め 2~3 年間で 1,000 円以上となるよう審議すること。(2) 特定最低賃金の存続について、必要性の審議に当たって、労働者側が改定・新設を求める全産業については「必要性あり」とする方向で十分な労使間協議を行うこと。金額審議に当たっては、当該労働者が締結した労働協約の金額水準を指標とすること。(3) 最低賃金総合相談支援センターの機能強化として、最低賃金引き上げに向け、中小事業者への経営コンサルタント機能の充実強化をすること。これらを求める要請書が、1,594 労働組合からの要請書とともに提出いただいています。

以上、それぞれ最低賃金改正に関する要請ですので、参考として皆さまのお手元に配布をさせていただきました。なお、要請書等につきましては、本日中央のテーブルの上に置かせていただいていますので、その旨、ご承知をいただければと思います。以上です。

笹島会長

ありがとうございました。ただ今、事務局の方から東京の最低賃金に関

する要請が出ている旨、東京春闘共闘会議あるいは連合から要請書等のご説明がありました。その実際の要請書そのものは中央のテーブルに置かれているということですが、ただ今のご説明に関連して、何かご質問なりご意見なりありましたら、ご発言をお願いします。

特段なければ、中央に置いてあるさまざまな要請書を後ほどご確認いただけたらと思います。事務局からその他のところでほかにございますか。

賃金課長  
笹島会長

ございません。

ありがとうございました。予定した議事は、以上で終わるわけですが、全体を通して何か言い残した点等ありましたら、議事 2 の関連事項でも構いませんので、ご発言いただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。特段ご意見、ご質問等ないようでしたら、本審議会は以上で終了させていただきたいと思います。大変お疲れさまでした。